

令和 5 年度第 3 回「子ども支援専門部会」 質問に対する回答

足立区私立幼稚園協会 古庄委員

子ども政策課

1. 案内の「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応について」

- ・新型コロナウイルス感染症の取り扱いは、季節性インフルエンザと同等となっています。また、感染症サーベイランス調査報告によると、インフルエンザ B の感染者は多い状況ですが、新型コロナウイルスの感染者はそれほど多い状況ではないと思います。この様な状況でも参加者を制限する必要があるのでしょうか。
- ・「当日の参加者を一定程度制限…」と記載されているが、どのように制限しているのですか。

(回答) 国通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」に基づき、参加者制限の文面を修正すべきでしたが漏れてしまいました。参加者の制限については既に解除していることから、次回から通知の文言を修正させていただきます。

住区推進課

2. 報告事項 1 「令和 6 年度学童保育室の入室申請受付状況について」

- ・令和 6 年 4 月 1 日開設の整備計画では、8 地区での計画うち実行できたのは関原 1 地区 40 人のみでした。もし、この整備計画がすべて完了していたら、超過数はどのようなになっていたのでしょうか。

(回答) 仮に令和 5 年度に 8 地区で予定した 280 人分を整備できた場合は、令和 6 年度の申請状況で算出すると超過数は 128 人となります。

- ・入室できない 408 人(6.9%)はどうなるのでしょうか。伊興地域で 74 人(15.8%)、千住地域で 94 人(11.9%)となっています。受入可能数には既に定員弾力化による増員分も含まれています。児童館特例利用で居場所を確保できるのでしょうか。

(回答) 学童保育室に入れなかった方には、放課後子ども教室及び児童館特例利用をご案内しています。児童館特例利用については、利用定員の制限を定めていませんが、場所によっては児童館の利用人数が多い地域もあり、引き続き子どもの放課後の居場所の確保が必要と考えています。

- ・これまでの児童館特例利用の利用状況はどのようになっていますか。また、すべての児童館で利用できるのですか。そのための児童館の施設整備や担当者はどうなっていますか。

(回答) 52か所の児童館すべてで児童館特例利用を実施しています。令和5年度2月時点の全体の登録者数は2,383人で、1か所あたりの一日平均利用者数は5.27人です。伊興地域で利用が最も多い児童館の一日平均利用者数は13人程度、千住地域で利用が最も多い児童館の一日平均利用者数は20人程度となっています。児童館の施設整備は住区推進課が担当しています。

住区推進課

3. 報告事項2 「足立区学童保育室整備計画の見直しについて」

「足立区学童保育室整備計画」(別添1)

P2 3見直しの基本的な考え

(3)人件費及び賃借料補助の見直し

- ・補助金と委託料をどのように増額するのですか。具体的に教えて下さい。

(回答) ①民設学童保育室に対して補助している賃借料補助の補助割合(賃借料25万円を超える部分)を現在の1/2から引き上げることを予定しています。

②補助金及び委託料の人件費は、特別区における月額給与調査結果を参考に放課後児童支援員有資格者の基本給及び補助職員の単価の増額、賞与相当分の増額を考えています。

いずれも令和6年度予算案に計上し、可決された場合には運営事業者に対して支援していきます。

- ・現在運営されている学童保育室の収支はどのようになっているのですか。

(回答) 学童保育室を運営している事業者により収支状況は異なりますが、概ね予算の範囲内で計画どおりに運営していただいています。

(4)「整備計画では、…を対象としています。」

- ・どういう意味ですか。(3)の見直しの対象にするということですか。

(回答) この整備計画では、令和3年度当初から令和7年度当初に開設する学童保育室を掲載しています。表現が分かりづらく申し訳ありません。

人件費及び賃借料の見直しは、令和7年4月1日に開設する学童保育室だけでなく、令和3年度以降開設した運営事業者にも対象に行ないます。

(6) 「供給過多となっている地域の受入可能人数や配置の見直し」

・見直しの計画はどのようなになっているのですか。

(回答) 地区によって受入可能数が需要を大きく上回っている供給過多の地区もあります。令和4年度末には新田地区において学童保育室1室を閉室しました。当面は待機児童解消を最優先に行なっていますが、地区ごとに今後の動向を注視しながら、定員の弾力化の見直しや学童保育室の配置見直しを検討していきます。

・利用者が定員より少ない場合でも定員に合わせた人員配置をしているのですか。

(回答) ここで掲載している「受入可能人数や配置の見直し」は、定員の弾力化の見直しや閉室を含めた学童保育室の見直しを指しています。

人員配置については、国及び区の配置基準を基本としたうえで、各学童保育室の状況に合わせて適正に配置しています。

住区推進課

P 4 5 整備の方向性

P 1 0 9 学童保育室整備計画一覧

・23地区25室870人増の整備を完了することによって、すべての地区で令和7年4月1日の超過数がマイナスになるのですか。

(回答) 令和7年度に超過が見込まれる地区に予定どおりに整備が実施できれば超過数はマイナスになる見込みです。

・令和6年4月1日開設計画のように殆ど整備できない状況では困ります。今回の計画はすべて完了できるようにして下さい。

(回答) これまでの募集により課題となっている人件費や賃借料補助の増額を実施したうえで募集を行ない、計画どおり整備できるよう努めてまいります。

・小学校での指定管理学童保育室の計画はないのですか。

(回答) 現在のところ小学校に指定管理学童保育室を設置する計画はありませんが、民設学童保育室の誘致とあわせて、学童保育室が不足する地域の小学校の施設内に設置が可能かどうか個別に検討していきます。

- ・「5整備の方向性」では、(1)民設学童保育室の誘致(小学校から近距離)、(2)小学校内への学童保育室設置(設置が可能か検討する)、(3)区の未利用地の活用(設置が可能な場所の選定する)となっていますが、すべて民設学童保育室を誘致することになっているのはどうしてですか。

(回答) 学童保育室が不足する地区については、まずは民設学童保育室を誘致していくことを基本としています。小学校内や未利用地の活用については、関係部署との協議や施設の改修に時間を要するため、民設学童保育室の募集状況を踏まえながら検討を進めていきます。

- ・一次募集は5月から、二次募集は7月からの予定です。(2)と(3)の検討状況はどのようなになっているのですか。

(回答) (2) 小学校内の学童保育室設置については、教育委員会に各小学校の余裕教室の状況を確認しています。今後は、安全確保やセキュリティ上の問題等を個別に協議していきます。

(3) 未利用地の状況については、他での活用予定がなく、学校から比較的距离が近い場所について現地確認を行ない、活用が可能かどうか検討しています。

- ・学童保育室の入室需要が高まっているのは足立区だけではないので、これだけの民設学童保育室を誘致できるのですか。初めから完了できる見込みのない計画を立てているのですか。

(回答) 令和6年度の民設学童保育室の公募に際しては、賃借料や人件費補助を増額し、新規事業者が応募しやすい環境を整備していきます。併せて、信用金庫、宅建協会等と密に連携して物件情報の集積を図るほか、区内で運営実績のある事業者等に対し、応募を働きかけていきます。なお、公表前ではございますが、現時点で公募に関する問い合わせが数件きている状況です。

- ・民間の応募がないなら、直営で開設するという考えはないのですか。

(回答) 現在のところ、直営で開設する考えはありません。

今後、学童保育室への実地調査や利用する保護者へのアンケート等の実態把握を行い、現状抱えている課題を浮き彫りにしていくことで、直営学童保育室が果たす役割を検討していきます。

4. 報告事項3 「足立区待機児童解消アクション・プランの改定について」

「足立区待機児童解消アクション・プラン」(別添2)

P26 4. 4 多様な保育の充実と利用促進

(2) 幼稚園の預かり保育拡充と幼稚園教諭等の確保・定着策

- ・新2号認定数はどのようになっていますか。全園児数に対してどれほどの割合になっていますか。

(回答) 令和6年3月現在1909人が新2号認定を受け、預かり保育を利用しております。令和5年度現況調査による全園児数6044人に対し、利用率は約32%となっております。

- ・保育施設においては無償となっているのに対し、幼稚園では預かり保育を利用するのに費用がかかります。ご両親が就労されていて新2号認定を受けられた幼稚園の保護者に対する負担軽減は、日額450円、月額11,300円という上限があります。足立区の幼稚園の預かり保育の利用料平均は、令和5年度で通常保育の日は日額約800円、長期休業中は日額約1,700円です。月に20日利用すると、通常保育の月は、16,000円、夏休みの月は34,000円となります。通常保育の月では7,000円、夏休みの月では25,000円が保護者の負担となります。早朝の預かり保育を利用するとさらに6,000円負担が増えます。また、この補助の対象となるのは新2号認定を受けた方のみで、小学校のPTA活動や地域の活動、通院などで預かり保育を利用する方は対象外です。幼稚園を利用する保護者に対する預かり保育利用料の負担軽減をご検討をお願いします。

(回答) 新2号認定を受けられた幼稚園の保護者に対する負担軽減については、国の定める上限額により、保護者の自己負担が生じていることは認識しております。各施設の利用状況や要望を踏まえ、補助拡充の優先順位をつけながら検討を進めていきます。対象拡大につきましては、補助が保育施設の無償化に合わせた設定となっているため、引き続き保育認定が必要であると考えております。

- ・幼稚園教諭等住宅借上げ支援事業と幼稚園教諭等奨学金返済支援事業を実施していただきありがとうございます。これは幼児教育を支える教職員の採用や定着に大変有効な支援となっています。しかし、この事業の対象は足立区幼稚園教育奨励事業を実施する幼稚園または同等の基準を満たす預かり保育を実施する幼稚園と認定こども園に限られています。足立区幼稚園教育奨励事業の実施基準を満たす預かり保育を実施するためには、預かり保育を担当する幼稚園教諭等を増員する必要があります。しかし、近年採用状況は非常に厳しく、本来の幼児教育時間を担当する幼稚園教諭さえ十分に採用できない状況にあります。保育需要を満たすために預かり保育の拡充を実施するにも担当者確保の見通しが持てず、多くの園が預かり保育時間の延長や実施日数の拡大に二の足を踏んでいるのです。先ずはこれらの事業の対象条件を緩和していただき、幼稚園教諭確保が進み、それによって預かり保育の実施時間や日数が拡充され、保育需要の増加に対応できるようになります。幼稚園教諭等住宅借上げ支援事業と幼稚園教諭等奨学金返済支援事業の対象基準の緩和のご検討をお願いします。

(回答) 当事業は国が保育施設に対して実施する事業を参考に、足立区が独自に私立幼稚園に対して補助を実施していますので、保育制度の動向を注視しながら補助のあり方を検討していきます。